

VIII. 教職に関する履修案内

大学以外の学校の教員として身を立てようとする者は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない。

免許状には、普通免許状、特別免許状、臨時免許状があり、そのうちの普通免許状は、専修免許状、一種免許状、二種免許状に分けられる。

本学で取得できる免許状の種類及び免許教科は、中学校教諭の「数学」「理科」及び高等学校教諭の「数学」「理科」「情報」「工業」であるが、表 15 に掲げる通り、取得できる免許状は所属によって異なる。

表 15 本学で取得できる免許状

学院	免許状の種類	中学校教諭 一種免許状	高等学校教諭 一種免許状	中学校教諭 専修免許状	高等学校教諭 専修免許状
理学院		数学, 理科	数学, 理科	数学, 理科	数学, 理科
工学院			情報, 工業		情報, 工業
物質理工学院		理科	理科, 工業	理科	理科, 工業
情報理工学院		数学	数学, 情報	数学	数学, 情報
生命理工学院		理科	理科	理科	理科
環境・社会理工学院			工業		工業

備考

所属学院において認定されていない免許教科を希望する場合は、その免許教科が認定されている学院において「教科及び教科の指導法に関する科目」を履修する必要がある。

免許状取得には、表 16 に示す所要資格を満たす必要がある。

一種免許状は、基礎資格を得ること及び必要単位等を修得すること

専修免許状は、①基礎資格を得た上で、②同一学校種・同一教科の一種免許状取得に必要な条件を学士課程授業科目の単位修得等によって満たし、さらに、③大学院の授業科目で、専修免許状取得用に認定されている科目を 24 単位以上修得すること。

表 16 免許状取得に必要な所要資格

所要資格		基礎資格	教科及び教科の指導法に関する科目	教職に関する必修科目	教科及び教科の指導法、または教職に関する選択科目	日本国憲法	体育	外国語コミュニケーション	情報機器の操作	介護等の体験
免許状の種類			⇒表 16	⇒表 17	—	⇒表 18				—
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること ¹⁾	一種に同じ	一種に同じ ⁶⁾	一種 ³⁾ +24(大学院科目) ⁴⁾	一種に同じ	一種に同じ	一種に同じ	一種に同じ	必要 ⁵⁾
	一種免許状	学士の学位を有すること ²⁾	28	27	4 ³⁾	2	2	2	2	必要
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること ¹⁾	一種に同じ	一種に同じ ⁶⁾	一種 ³⁾ +24(大学院科目) ⁴⁾	一種に同じ	一種に同じ	一種に同じ	一種に同じ	—
	一種免許状	学士の学位を有すること ²⁾	24	23 ⁷⁾	12 ³⁾	2	2	2	2	—

ア

イ

ウ

根拠となる法令 ア 教育職員免許法別表第一

イ 教育職員免許法別表第一備考第四号・教育職員免許法施行規則第六六条の六

ウ 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律、平成 9 年法律第 90 号

備考

1) 「修士の学位を有すること」には、大学院の修士課程に一年以上在学し、30 単位以上修得した場合を含む。

- 2) 「学士の学位を有すること」には、いわゆる飛び入学により大学院の修士課程に入学した場合を含む。
- 3) 「教科及び教科の指導法、又は教職に関する選択科目」は、表 16、表 17 の所要単位を超えて修得した科目。
- 4) 専修免許状取得のための 24 単位の対象科目については、教務課大学院グループ、または、すずかけ台教務グループの窓口で確認すること。なお、免許申請時に発行される「学力に関する証明書」には、これらの科目は「大学が独自に設定する科目」という名称で記載される。
- 5) すでに中学校の免許状を取得している者は不要。
- 6) 教育職員免許法第 6 条第 3 項別表第四により取得する者を除く。